

令和5年度事業計画

我が国経済情勢は、日銀経済情勢展望(令和5年1月)によると「見通し期間の中盤にかけては、資源高や海外経済減速による下押し圧力を受けるものの、新型コロナウイルス感染症や供給制約の影響が和らぐもとで、回復していくとみられる。その後、所得から支出への前向きの循環メカニズムが徐々に強まるもとで、潜在成長を上回る成長を続けると考えられる。」とされております。しかし、海外の経済・物価動向、今後のウクライナ情勢の展開や資源価格の動向、内外の感染症動向やその影響など、不確実性はきわめて高く、金融・為替市場の動向や経済・物価への影響を十分注視する必要があるとされています。

今後の先行きが不透明な状況のなかで、国の人口は、長期の人口減少方向に入ってきており、これらに対応すべく65歳までの雇用延長を企業に求められており、社会全体における高齢者の役割がますます重要になってきています。

そのため、高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センター事業の重要性はもとより、シルバー人材センターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものになっています。

令和4年度当シルバー人材センター事業においては、一昨年度から引き続きコロナ禍の影響を受け受託事業が減少した状態が続いておりますが、令和5年度からは派遣事業に取り組み受託事業の拡大を図り、会員が安心して働き続けられる環境整備に努めてまいります。引き続き会員の確保を図り、事業実績の減少の歯止めに取り組みながら、働く意欲のある高齢者が、その能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる社会参加の促進を図ってまいります。

基本方針

- (1) 会員の就業に適した仕事開拓に努め、就業の拡大を図る。
- (2) 新入会員の加入促進を図る。
- (3) センターの普及・啓発運動を推進する。
- (4) 会員の事故防止・安全就業の徹底を図る。
- (5) 就業に関する知識・技能の向上を図る。

目標

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 会員数 | <u>210人</u> |
| (2) 年間就業件数 | <u>600件</u> |
| (3) 契約金額 | <u>94,694千円</u> |
| (4) 年間就業人数 | <u>14,500人日</u> |

1. シルバー人材センター事業

(1) 就業開拓提供事業

- ① 新規の就業開拓を行う。
- ② 会員に適した仕事を開拓し、就業機会の拡大に努める。
- ③ 事業所からの臨時的、短期的な求人に対して職業紹介を行う。
- ④ 女性会員の職域の開発や時間的な制約等を軽減し、環境の整備に努める。
- ⑤ 発注者のニーズに応じた一般労働者派遣事業への取組みを推進する。

(2) 安全・適正就業推進事業

- ① シルバー保険に加入すると共に、会員に対する「安全就業基準」を徹底する。
- ② 作業安全器具を整備し、その活用を徹底する。
- ③ 安全委員・安全就業推進員による現場巡回指導を行う。
- ④ 発注者に対して、安全就業についての協力を求め事故防止に努める。
- ⑤ 事故発生時の対応措置の迅速化を図る。
- ⑥ 通勤途上事故防止の講習会を実施する。
- ⑦ 会員による一声運動を行う。(就業安全、交通安全)

(3) 普及啓発事業

- ① センター事業の普及活動の一環として、ボランティアの奉仕活動等を行う。
- ② 会員募集等のパンフレット等を活用し、当センターのPRに努める。
- ③ 市広報紙におけるセンターの作業内容をはじめ、会員募集等の掲載を行う。
- ④ 「たかはぎFM」のラジオ放送による作業内容、会員募集等PRを実施する。
- ⑤ 市窓口用封筒広告による会員募集及び作業受付の広報を行う。
- ⑥ 各会員による入会希望者の勧誘及び受注（ロコミ）の推進を図る。

(4) 研修・講習事業

安全就業及び技能向上のための各種講習を行う。

- ・草刈機講習会
- ・AED救命講習
- ・施設管理等の基礎的な接客講習

(5) 相談事業

- ① 入会希望者には、相談室等において個別に説明を行う。
- ② 依頼内容においては、現場及び電話による相談を行う。

(6) 調査研究事業

- ① 毎年受注する顧客を中心とした各種調査を行う。
- ② 会員の現況・健康調査を行う。
- ③ 会員の危機意識調査を行う。
- ④ 県北ブロック等での先進地の調査を行う。

2. 法人管理事業

(1) 総会

- ① 総会は、定時総会及び臨時総会の2種であり、定時総会は毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- ② 臨時総会は、理事会において開催の決議がなされたとき開催する。
- ③ 正会員及び特別会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事長にあったとき開催する。

(2) 理事会

- ① 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。
- ② 理事長が必要と認めたとき開催する。
- ③ 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に召集の請求があったとき開催する。

(3) 諸会議・研修等の参加

- ① 役員（理事長、理事、監事）を対象とする研修会の参加
- ② 事務局長を対象とした研修会の参加
- ③ 事務局職員を対象とした研修会の参加